衆議院環境委員会ニュース

平成 22.11.16 第 176 回国会第 5 号

11月16日(火) 第5回の委員会が開かれました。

- 1 環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第55号、参議院送付)
 - ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

(参考人)財団法人日本自然保護協会常勤理事 横 山 隆 一君

電気事業連合会環境委員会委員長

東京電力株式会社常務取締役 相 澤 善 吾君 早稲田大学大学院法務研究科教授 大 塚 直君

(質疑者及び主な質疑内容)

工 藤 仁 美君(民主)

- ・電子縦覧や方法書段階の説明会開催の義務化といった改正点を踏まえた、環境影響評価制度における情報公開と市民参加について、横山参考人と大塚参考人の見解を伺いたい。
- ・企業の社会的責任(CSR)の観点を踏まえた、環境影響評価の重要性についての相澤参考人の考えを伺いたい。
- ・事業者自らが環境影響を配慮すること、また地域住民が 事業の情報を早い段階で知ることにより、事業者及び地 域住民が地球温暖化防止や生物多様性保全に共に関わっ ていくことが環境影響評価法の意義であると考えるが、 大塚参考人及び横山参考人の見解を伺いたい。

福 井 照君(自民)

- ・海外において、競争的環境にある民間事業者を対象にした戦略的環境アセスメント(以下「SEA」という。)が 導入されている事例はあるのか、相澤参考人に伺いたい。
- ・SEAが導入されることによる事業者の新たな負担について、相澤参考人の見解を伺いたい。
- ・地球温暖化対策に資する火力発電所のリプレースに当た リ、相澤参考人はどのような環境影響評価手続が望まし いと考えるか。

江 田 康 幸君(公明)

- ・SEAの導入に際して指摘されていた3つの問題点(経営戦略上の問題、複数案の困難さ、低炭素化への障害)について、本改正案ではどう対処されているか、大塚参考人及び相澤参考人に伺いたい。
- ・環境大臣意見の対象拡大に合わせて、科学的知見や実効 性の担保を図るため、国が常設の第三者機関を設置して

- 審査体制の強化を図る必要性があるのではないか、大塚 参考人及び横山参考人の御意見を伺いたい。
- ・改正法の施行前の事業についても本改正案の趣旨を踏まえて事業の計画段階における環境配慮について指導し、また、施行後10年と規定されている改正法の見直し時期を待たずに見直しを行う必要があるのではないかと考えるが、大塚参考人の見解を伺いたい。